

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	高野町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.koya.wakayama.jp/">http://www.town.koya.wakayama.jp/</a>

執行機関名 高野町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高野町乳幼児医療費給付条例(平成20年高野町条例第7号)に基づく事務で資格の認定及び助成金の給付事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第1の項 高野町乳幼児医療費給付条例(平成20年高野町条例第7号)に基づく事務であって次に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所		高野町乳幼児医療費給付条例(平成20年条例第7号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべての国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるように努めなければならない。 2 すべての <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>乳幼児</u> の医療費を助成することにより、 <u>乳幼児</u> の <u>疾病の早期発見及び早期治療</u> を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって <u>乳幼児</u> の <u>健全な育成</u> 及び子どもを <u>生み育て</u> ることができる環境づくりを促進することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高野町乳幼児医療費給付条例(平成20年条例第7号) 高野町乳幼児医療費給付条例施行規則(平成20年規則第8号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	高野町乳幼児医療費の支給に関する条例第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の第三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	乳幼児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	高野町乳幼児医療費の支給に関する条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る子児慢性特定疾病児童又は医療費支給認定基準世帯に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う乳幼児に係る住民票に記載された住民関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	高野町乳幼児医療費の支給に関する条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条	当該申請を行う乳幼児又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
備考		